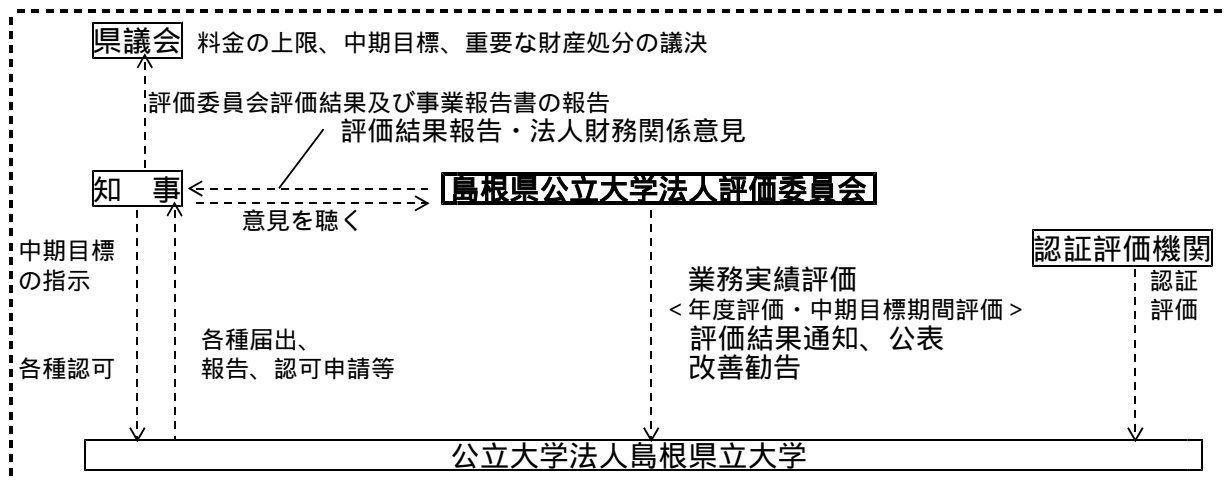


島根県公立大学法人評価委員会の概要

1 設置の趣旨

地方独立行政法人法第11条第1項の規定に基づき、公立大学法人島根県立大学の業務の実績に関する評価及び同法の規定によりその権限に属する事項を処理するため、本県の附属機関として島根県公立大学法人評価委員会を設置する。

2 委員会と関連機関との関係図



3 委員会の業務内容

(法 = 地方独立行政法人法)

項目	業務内容	根拠	
法人の業務実績に関する評価	・各事業年度に係る業務の実績に関する評価	法 28 条 1 項	
	・中期目標の期間における業務の実績に関する評価	法 30 条 1 項	
	・ 認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。	法 79 条	
	・ 法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告を行う。	法 28 条 3 項 法 30 条 3 項	
	・ 法人に対する評価結果の通知に係る事項、勧告内容を知事に報告し、公表	法 28 条 4 項 法 30 条 3 項	
知事が評価委員会の意見を聴くもの	業務方法書	・業務方法書の認可をしようとするとき	法 22 条 3 項
	中期目標	・中期目標を定め、又は変更しようとするとき	法 25 条 3 項
	中期計画	・中期計画の認可をしようとするとき	法 26 条 3 項
	中期目標期間終了時	・法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他その組織及び業務全般にわたる検討を行うとき	法 31 条 2 項
	財務関係	・財務諸表を承認しようとするとき	法 34 条 3 項
		・毎事業年度の残余の額を翌事業年度の中期計画で定める剰余金の使途に充てることを承認しようとするとき	法 40 条 5 項
		・中期目標期間最後の事業年度にかかる積立金を次期中期目標期間の財源に充てることを承認しようとするとき	法 40 条 5 項
・法人が短期借入金の限度額を超えて短期借入金をするを認可しようとするとき		法 41 条 4 項	
	・法人が短期借入金を当該事業年度内で償還できないとき、借り換えることを認可しようとするとき	法 41 条 4 項	
	・法人が条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを認可しようとするとき	法 44 条 2 項	
知事への意見の申し出	・法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準にかかる通知が評価委員会に対してあったとき	法 56 条 1 項	